

令和5年3月30日

事務連絡

各団体あて

国土交通省不動産・建設経済局 不動産業課

『農地付き空き家』の手引き」の取扱いの変更について（周知依頼）

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では地方における空き家の利活用や移住促進等に向け、「農地付き空き家」を円滑に活用する取組について関連制度や運用事例等を「農地付き空き家」の手引きとしてまとめております。

令和5年4月1日から、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第56号）が施行されることに伴い、「農地法」（昭和27年法律第229号）の農地の権利移動の許可に係る下限面積要件が廃止されます。

これを受け、『農地付き空き家』の手引き」における面積要件に係る記載（第2章2.等）につきましても、令和5年4月以降、考慮していただく必要がなくなりますので、取扱いの変更\*についてご連絡いたします。

引き続き、農地付き空き家の一層の流通・利活用に向けて、各団体におかれましても会員の皆様にご周知賜りますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

※取扱いの変更の詳細は下記リンク先の国土交通省HPを参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000095.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000095.html)

◀ 「農地付き空き家」の手引きに関する問い合わせ ▶  
国土交通省不動産・建設経済局土地政策課 武藤  
(TEL : 03-5253-8111 内線 30623)